

ファミリー・サポート・センター

# 入会案内



野洲市ファミリー・サポート・センター  
(社会福祉法人 野洲市社会福祉協議会)

令和5年12月作成

# 目 次

(ページ)

1. ファミリー・サポート・センターとは・・・1
2. 入会に関する事・・・・・・・・・・・・・2
3. 援助できる内容・・・・・・・・・・・・・3
4. 援助が必要になったら・・・・・・・・・・4～6
5. 報酬に関する基準・・・・・・・・・・・・・7～9
6. 補償保険制度について・・・・・・・・・・10～11
7. Q & A・・・・・・・・・・・・・12～16
8. 援助開始の前に・・・・・・・・・・・・・17～19
- 《参考》 会 則・・・・・・・・・・・・・20～22

# 1. ファミリー・サポート・センターとは

「子育ての手助けをして欲しい!」「子育てのお手伝いをしたい!」そんな気持ちを持った方が会員となり、お互いを助けたり、助けられたりして、育児の相互援助を行う組織です。

ファミリー・サポート・センター(以下「センター」という。)はその出会いの場、コーディネートの役割を行います。

## \*会員の条件\*



おねがい会員(依頼会員): 野洲市居住、または勤務している、おおむね生後3か月から12歳まで(小学6年生)の子どもを子育てしておられる方



まかせて会員(提供会員): 野洲市居住、または勤務している、子育てのお手伝いができる20歳以上の方(※資格の有無は問いません)

※「おねがい会員」、「まかせて会員」の両方に登録することもできます(どっちも会員)。

※「まかせて会員」と「どっちも会員」にはセンターの主催する講習会を受講していただきます。

※センターは会員同士をつなぎ、活動の調整をしますが、センターと会員は雇用関係にはありません。



### 【開設場所・時間】

野洲市ファミリー・サポート・センター  
(社会福祉法人 野洲市社会福祉協議会)

野洲市西河原 2400 (野洲市北部合同庁舎 2階)

TEL 077-589-5960

FAX 077-589-5783

受付時間 : 月曜日~金曜日  
午前8時30分~午後5時15分  
(土・日・祝日・年末年始は休みです)



## 2. 入会に関すること

### \* 入会手続き \*

- \* 所定の『野洲市ファミリー・サポート・センター入会申込書』に写真1枚 4cm×3cm(スナップ写真可)・6か月以内に撮影したものを添えて申し込みをしてください。本人確認のできるもの(免許証、健康保険証 等)、をご持参ください。
- \* 「おねがい会員」(依頼会員)には、センターからの入会説明を受けた上で会員証を交付します。
- \* 「まかせて会員」(提供会員)および「どっちも会員」には、原則として、センターが実施する講習を受講した上で会員証を交付します。

### \* 会員の心得 \*

- ① センターの援助活動の趣旨と会則を守りましょう。
- ② 他の会員の個人情報を知ることになりますので、お互いのプライバシーは守りましょう。  
退会した後も同様です。
- ③ 活動依頼、変更等はセンターに連絡してください。センターに連絡のない活動については、補償保険は適用されません。
- ④ 約束した時間は、必ず守りましょう。(開始時間・終了時間)
- ⑤ 依頼した援助内容以外は要求しないでください。
- ⑥ 活動中は常に会員証を携帯し、保育施設等に入る際は必ず関係者に提示しましょう。
- ⑦ 活動中に事故が発生したときは、速やかにセンターに連絡してください。
- ⑧ 車を使用する活動は、事前打ち合わせまでに承諾書をセンターに提出してください。



### 3. 援助できる内容

～こんな援助を行います～

- \* 保育所、幼稚園などの通園前や保育終了後に子どもを預かること。
- \* 小学校の放課後や学童保育所終了後に子どもを預かること。
- \* 保育所、幼稚園、学童保育所または小学校への子どもの送迎を行うこと。
- \* 保護者の急用等により、臨時的・突発的に、子どもを預かること。
- \* 冠婚葬祭や兄弟姉妹の学校行事等に参加する時、子どもを預かること。
- \* 保護者自身のリフレッシュのために子どもを預かること。

※ 上記の他にも要望があればお気軽にセンターにご相談ください。

#### 【注意】

- \* 子どもを預かる場合は、「まかせて会員」宅で行います。ただし、会員間の合意があれば、「おねがい会員」宅、公園、公共施設などで活動できます。
- \* 援助できる内容は、子育ての援助に関することのみ行います。家事の援助は行いません。
- \* 相互援助活動で行う内容は、あくまで、一時的、補助的なもので、保育施設などで対応できない部分をサポートするものです。(既存の保育サービスのような長時間・継続的な保育ではありません)
- \* 援助活動は早朝、夜間にわたることもありますが、子どもの宿泊はできません。
- \* 援助活動における事故については、会員間での解決を基本原則とします。会員相互の事故に備えてセンターで補償保険(P10、11)に加入します。

こうした活動は、ボランティア精神によって支えられているということを、依頼する際には心に留めていただきたいと思います。

## 4. 援助が必要になったら

### ① 援助の依頼申し込み

- \* 援助が必要になったら、センターへ(援助希望日の2か月前から3日前までに)ご連絡ください。
- \* センターへ依頼した日から援助活動の日までの日時が迫っている場合、「まかせて会員」の調整が見つからないことがありますのでご注意ください。

### ② 援助の依頼

- \* センターは「まかせて会員」に対し、曜日・時間などをお知らせし、条件が合えばお願いすることになります。都合が悪い時は、遠慮なくお知らせください。
- \* 「まかせて会員」が決まり次第、センターから「おねがい会員」に紹介します。
- \* 「おねがい会員」は「まかせて会員」に連絡して事前打ち合わせの日時を決めます。(日時をセンターにお知らせください。センターが調整することも可能です。申し出てください。)

### ③ 事前打ち合わせ (援助活動を開始するまでに、必ず行います。)

- \* お互いをよく理解し合い、「おねがい会員」とその子どもと、「まかせて会員」との交流を目的としています。「おねがい会員」は子どもと一緒に「まかせて会員」宅に訪問します。
  - \* 『事前打ち合わせ票(3部複写)』に沿って、援助活動の内容、緊急時の連絡方法について十分打ち合わせを行ってください。
- ※事前打ち合わせは無料です。  
※職員の立ち会いを希望される方は申し出てください。

### 【注意】

- \* 事前打ち合わせでは、「おねがい会員」は、援助活動をする上でどうしても「まかせて会員」に伝えておきたいこととお話してください。  
【例】 ・子どもがペットアレルギーであること  
・援助活動中の喫煙は子どもにとって困ること など
- \* 保育所、幼稚園等への送迎を依頼する場合は、事前打ち合わせの時に保育施設の職員と顔合わせをしてください。
- \* 「おねがい会員」は援助開始までに『事前打ち合わせ票』(1枚目)をセンターに提出してください。
- \* 2回目以降で、同じ「まかせて会員」の場合は事前打ち合わせを省略できますが、必ずセンターに連絡してください。

援助活動中の安全については会員相互の注意が必要です。子どもを預ける責任、預かる責任を互いが持って、打ち合わせを行いましょう。

#### ④ 援助活動

- \* 「おねがい会員」の依頼内容に沿った援助活動を行ってください。

#### ⑤ 報告書の作成

- \* 援助活動終了後、「まかせて会員」は『援助活動報告書』を記入し、「おねがい会員」は内容を確認し、署名します。
- \* 『援助活動報告書』の2枚目は「おねがい会員」へ、3枚目は「まかせて会員」が援助活動記録として保管してください。なお、1枚目については、センター保管となりますので翌月5日までに提出をお願いします。

#### ⑥ 報酬の受け渡し

- \* 「おねがい会員」は、援助活動終了時に報酬および実費を、「まかせて会員」に支払ってください。

#### 【注意】

- \* 報酬を支払うときは、子どもの前でむきだしでお金のやりとりをしないように気をつけましょう。
- \* 送迎のみの援助の時は、「おねがい会員」が「まかせて会員」に報酬を支払ってください。  
その場合は、2週間程度の報酬をまとめて支払うことができます。

#### 緊急な依頼(急な残業、会員の疾病等)にそなえて……

前もって事前打ち合わせだけを済ませておくことができます。事前打ち合わせが済んだ方とは、必要になった時に「まかせて会員」の時間の都合がつけば活動を開始できます。

また、緊急に「おねがい会員」から「まかせて会員」へ直接援助依頼をする時は、センターへ電話・メール・FAXなどで至急に連絡してください。

※ 事前に連絡のない活動については、補償保険は適用されません。

※ 報告内容は、自分の会員番号・名前・子どもの名前・活動日時・相手の会員番号・名前・活動内容です。



## 援助活動を依頼するとき・・・(おねがい会員さんへ)

- ① 依頼した援助内容以外の援助は要求しないでください。会員同士の助け合いですから、過度の負担を掛けないようにしましょう。
- ② 子どもの状態を十分考慮し、自身の責任と判断により、援助活動の依頼をしてください。
- ③ 車を使用する援助活動を依頼した場合は、チャイルドシート(参考年齢 0～4 歳頃)やジュニアシート(参考年齢 4～11 歳頃)を用意してください。

### 【注意】

- \* 取り消しについては、「おねがい会員」から「まかせて会員」とセンターに必ず連絡をしてください。
- \* ファミリー・サポート・センター事業は、「おねがい会員」の依頼内容に応じることのできる、「まかせて会員」がいてはじめて援助活動を行うことができます。そのため、「おねがい会員」の依頼内容に沿う、「まかせて会員」が見つからないときは、援助依頼に応じられない場合があります。  
ご了承ください。



## 援助活動を行うときに・・・(まかせて会員さんへ)

- ① 援助活動中に事故が発生した場合は、速やかにセンターまで連絡してください。
- ② 「まかせて会員」は安全チェックシート(P18)により、子どもの安全を確認してください。  
特に、保育施設等への送迎の際は十分にご注意ください。  
また、事故の発生状況を踏まえた留意事項(P19)に、気をつけて預かり保育をしてください。
- ③ 援助活動が終了後、「まかせて会員」は『援助活動報告書(3部複写)』を作成し、「おねがい会員」の署名を受け取り、1枚目をセンターに翌月5日までに提出してください。
- ④ 補償保険には、まかせて会員の車の車両についての保険はついていません。車を使用される場合は、会員個人加入による自動車損害賠償保険・自動車保険(任意保険)に加入している車を使用してください。
- ⑤ 車を使用する援助活動については、チャイルドシートやジュニアシートを必ず装着してください。
- ⑥ 活動中は常に会員証を携帯し、必ず関係者に提示しましょう。



## 5. 報酬に関する基準

### 1. 報酬の基準（野洲市ファミリー・サポート・センター会則第14条）

No.	基準区分	1時間あたり	延長(30分毎)
1	基本時間（月～金曜日の 7:00～19:00）	700円	350円
2	基本時間外および土曜日・日曜日・祝日	800円	400円
3	年末年始（12/29～1/3）	1,000円	500円

### 2. 報酬の対象となる援助活動時間の開始時点と終了時点について

区分	開始時点	終了時点
送迎	「まかせて会員」の自宅を出た時間	「まかせて会員」の自宅に帰宅した時間
上記以外	子どもを「おねがい会員」から預かった時間	子どもを「おねがい会員」に返した時間

3. 最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間として計算します。

4. 時間延長について、1時間を越える援助活動の場合、30分以内は上記の金額の半額とし、30分を超え1時間までは1時間として計算します。

<例> 【時間延長】（基本時間内の場合）  
 30分以内→プラス350円  
 30分を超え1時間以内→プラス700円

5. 時間を延長したときは、30分ごとに延長料金を加算します。

6. 援助活動の終了時間が基本時間外に及んだ場合は、基本時間外に及んだ時点から基本時間外の報酬とします。

7. 1人の「まかせて会員」が、「おねがい会員」の複数の子ども（兄弟姉妹のみ）を預かる場合は、2人目から半額とします。

8. 取り消しについては、次のとおり「おねがい会員」が「まかせて会員」に支払います。

- 前日までの取り消し……………無料
- 当日取り消し……………1時間サポートの半額
- 無断取り消し……………全額
- 天災等による当日取り消し…無料

※ 天災等とは ①台風や大雪等の警報発令時のサポート当日取り消し

②公共交通機関が運休、遅延の場合の当日取り消し

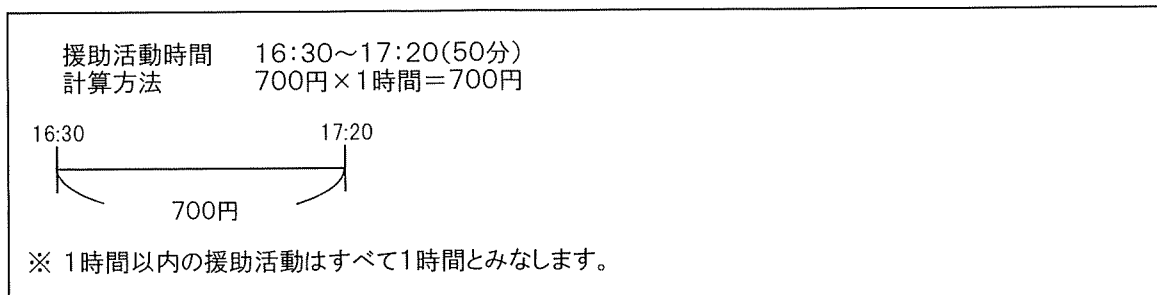
③インフルエンザ等、感染力の強い病気に罹患した場合や、休校や学級閉鎖の際のサポート当日取り消し。但し、まかせて会員への連絡が無くサポートが行われた場合は報酬の支払いが必要となる。

### 9. 実費の負担

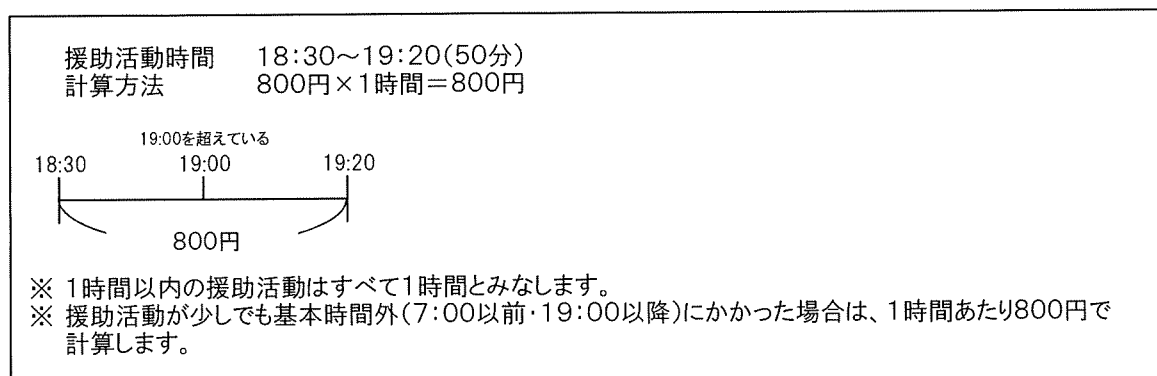
- ・食事(ミルクを含む)・おやつ、オムツ等は「おねがい会員」が用意してください。負担があった場合は、実費を支払ってください。(目安……食事は1回につき300円、おやつは1回につき100円)
- ・車を使用した送迎については、実費(ガソリン代)が必要になります。

## \*報酬計算の具体例

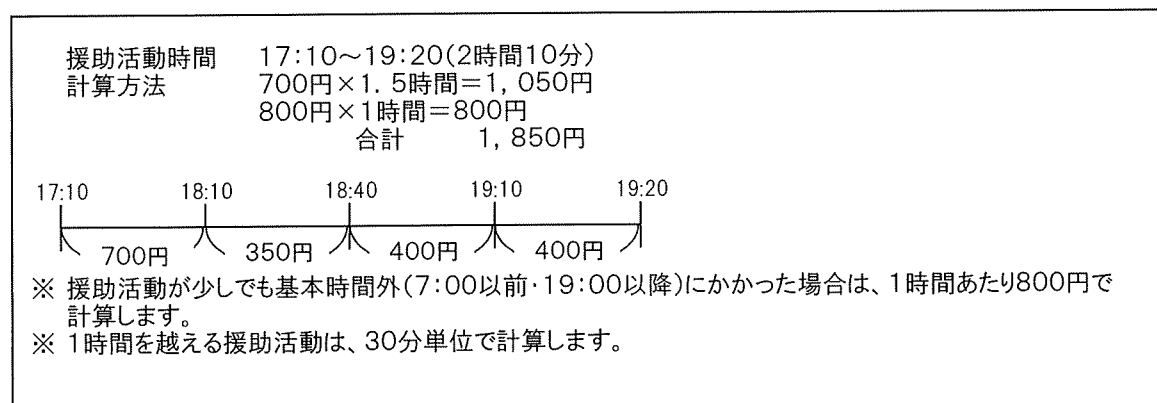
例1 平日の16時30分から17時20分まで預かった。



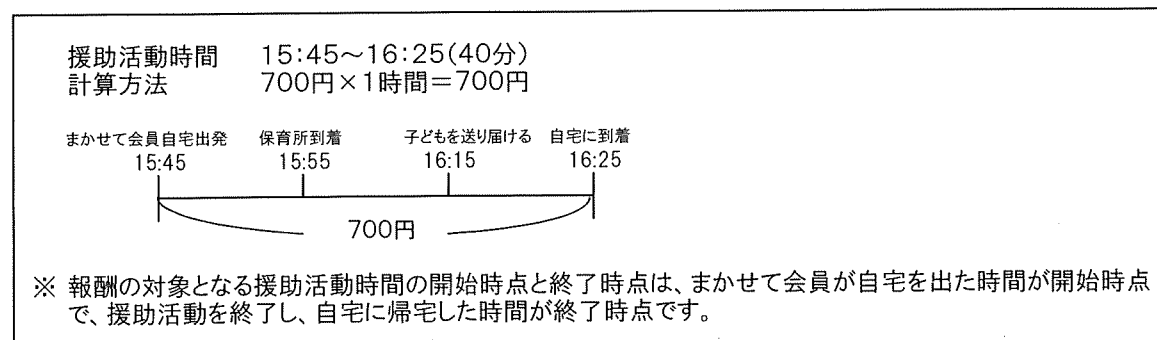
例2 平日の18時30分から19時20分まで預かった。



例3 平日の17時10分から19時20分まで預かった。



例4 平日に、送迎のみで、15時45分に家を出て、保育所に迎えに行き、家へ子どもを送り届け、16時25分に自宅に帰った。



例5 平日に、兄弟1人目を15時30分から、2人目を16時30分から18時00分まで預かった。

援助活動時間	15:30～18:00(2時間30分)
	16:30～18:00(1時間30分)
計算方法	700円×2.5時間=1,750円
	350円×1.5時間= 525円
	合計 2,275円

1人目	15:30	16:30	17:30	18:00
	700円		700円	
			350円	

2人目	16:30	17:30	18:00
	350円		175円

※ 兄弟を預かる場合は、2人目から半額になります。

～報酬計算で不明な点は、遠慮なくセンターまでお問い合わせください～



## 6. 補償保険制度について

もしものために・・・



相互援助活動中の事故に備えるために、会員になると自動的に「サービス提供会員傷害保険」「賠償責任保険」「依頼子供傷害保険」の3つの保険と、まかせて会員が車のサポートをする場合は「移動サービス専用自動車保険」に加入することになります。

※保険掛金の会員負担はありません。

### ①サービス提供会員傷害保険

「まかせて会員」が、援助活動中や、援助活動を提供するため、自宅と「おねがい会員」宅や保育所等への往復途上(自宅との通常の経路)において、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合に補償するものです。

事由	補償額	備考
死亡	500万円	180日以内の死亡
後遺障害	程度により500万円～20万円	180日以内の後遺障害発生
入院(1日)	3,000円	180日を限度
手術	3,000円×所定倍率	180日以内に手術を受けた時
通院(1日)	2,000円	180日以内通院で90日分が限度

### ②賠償責任保険

「まかせて会員」が、援助活動中に、監督ミスや提供した飲食物等が原因で他人(「おねがい会員」の子どもを含む。「まかせて会員」と同居の親族を除く。)の身体または生命を害したり、財物を損壊したことにより、法律上の賠償責任を負った場合に負担する賠償金等を補償するものです。

事由	補償額
対人・対物賠償(1事故につき)	2億円
初期対応費用	1000万円
見舞金・見舞品	10万円
現金盗難	10万円(額面、もしくは、1事故10万円まで)
受託物損壊・紛失	10万円(受託物の時価額、10万円まで)

### ③依頼子供傷害保険

「おねがい会員」の子どもが、援助活動中に、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合に、「まかせて会員」の過失の有無に関わらず補償するものです。

事由	補償額	備考
死亡	300万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	障害の程度により300万円～12万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院(1日)	3,000円	事故日より180日以内を限定
手術	3,000円×所定倍率	180日以内に手術を受けた時
通院(1日)	2,000円	事故日より180日以内で90日分を限度

#### ④移動サービス専用自動車保険

「まかせて会員」が、車を使用する援助活動中の事故について、まかせて会員が加入している自動車保険に優先して補償するものです。

ただし、まかせて会員の車(車両)の補償は、ついていません。

補償	補償額	備考
対人賠償責任保険	無制限	相手側1名につき。ただし、自賠償保険等で支払われる金額がある場合は、その超過額に対してのみ保険金をお支払いいたします。
対物賠償責任保険	無制限	車や塀等の他人の財産を壊したり、線路に立ち入り、電車等を運行不能にしたりした場合。
自損事故傷害特約		単独事故(電柱に衝突した事故)やまかせて会員側に100%過失がある事故により死傷し、自賠償保険等や政府保障事業では補償されない場合。 まかせて会員、おねがい会員の子どもに補償。
・ 死亡	1,500万円	
・ 後遺障害	障害の程度により2,000万円～50万円	
・ 介護費用	200万円	重度の後遺障害が生じた場合。
・ 入院(1日)	6,000円	1事故1名につき100万円まで
・ 通院(1日)	4,000円	1事故1名につき100万円まで
対物超過 修理費用補償特約	50万円	相手方の車の時価額を超える修理費が発生し、まかせて会員がその差額分を負担する場合、差額分の修理費にまかせて会員の過失割合を乗じた額を保険金としてお支払します。 相手方の車1台50万円まで 事故日の翌日から6か月以内に修理した場合。

※ まかせて会員が、ご自身の加入する自動車保険(任意保険)を使用した場合は、お見舞金制度により、一律5,000円をお支払します。

※ この他にもセンターの主催する講習会・交流会や事前打ち合わせ時の事故に対しても保険に加入しております。

## 7. Q&A

Q 相互援助活動の場所は、どの範囲まで考えればよいのでしょうか？

A 子どもを預かる場所は、原則として「まかせて会員」の自宅です。

上記のとおり原則も、援助活動を行う人（「まかせて会員」）と援助活動を受けたい人（「おねがい会員」）との間で合意がある場合は、この限りではありません。

もちろん、近所の公園や児童関係施設等へ連れて行き、遊ばせることもできます。

当事者間で合意がある場合は、「まかせて会員」の自宅以外で世話をすることになりますが、その際は注意事項をよく話し合い、プライバシーの侵害やその他のトラブルが生じないようにすることが必要です。

なお、センターは、相互援助活動の調整を行う事務局であり、事務所は存在しますが、子どもを預かることはできません。

Q 学校への送迎をお願いしたいのですが、報酬はどうなりますか。

A 援助活動の開始時点は「まかせて会員」の自宅を出た時間で、援助活動の終了時点は「まかせて会員」が自宅に帰宅した時間となりますのでご注意願います。

送迎の際に車を使用する場合は、必ず事前打ち合わせまでに承諾書をセンターに提出してください。



Q 当日、連絡のないままキャンセルをしたり、直前にキャンセルした「おねがい会員」や「まかせて会員」について、その取消料は発生しますか。

A 「おねがい会員」のキャンセルについては、取消料として、以下の金額を「まかせて会員」に支払ってください。

- 前日までの取り消し……………無料
- 当日取り消し……………1時間分の半額
- 無断取り消し……………全額
- 天災等による当日取り消し…無料

「まかせて会員」のキャンセルについては、その事情を考慮した上で、場合によっては、以後の援助活動を停止させていただく場合があります。

やむを得ずキャンセルをする場合は……

- ① 事前に「まかせて会員」に連絡をし、了解を得てください。
- ② 事前または事後にセンターに連絡してください。

一方、「まかせて会員」の突然のキャンセルは、「おねがい会員」の仕事の都合等与えるダメージが大きく、センターの援助活動に対する信頼感を損なう重大な問題です。都合が悪くなったときは、必ずできるだけ早い段階で「おねがい会員」とセンターに届けてください。

Q 報酬が支払われないトラブルは、どのように対応したらよいのでしょうか。

A 援助活動についての報酬の受け渡しは、原則その都度になっています。「おねがい会員」が利用報酬を滞納された場合については、その滞納分をお支払いしていただけるまでは、次の援助活動を利用していただくことはできません。また、送迎のみの利用については、事前打ち合わせの時に報酬の受け渡し方法を話し合ってください。

Q 祖父母も親もセンターの会員であれば、近所に住んでいる祖父母が孫を預かる場合にも、それは相互援助活動となりますか。事故が起きた場合には保険の対象となりますか。

A 対象になりません。

この事業は、地域における相互援助活動の1つとして位置付けをしています。

育児の援助を受けたいとき、別居の親族の援助が得られる場合に、これを利用することは家族間での扶助であり、たまたま両者がセンターの会員であったとしても、会員としての援助活動とはいえません。したがって援助活動報酬が発生することはありませんし、保険の対象ともなりません。

Q 車を運転して、「おねがい会員」とその子どもを施設等へ連れて行ってほしいという依頼については、援助活動を行うことはできますか。

A 行うことができません。センターの援助活動は「おねがい会員」の代わりに子どもを一時的にみることで、「おねがい会員」が子どもを連れていけるのであれば、「おねがい会員」が公共の乗り物、またはタクシーを使い連れていかなければなりません。

反対に「おねがい会員」が運転をし、子どもと「まかせて会員」が同乗して援助活動をする場合には援助活動として成り立ちます。

Q 複数の子どもを、その親と一緒に援助活動を行うことはできますか。

A 行うことができます。センターの援助活動はおねがい会員の依頼を受け、親に代わって子どもをみることです。親が一人で複数の子どもをみることができないので、支援を求めてきている場合、援助活動として問題はありませぬ。この場合は、親が一人をみて、「まかせて会員」がもう一人の子どもを援助していると考えます。



Q 依頼されている子どもは一人なのに、兄弟がついてきた場合、「まかせて会員」は兄弟に対しても管理責任があるのですか。

A 管理責任はありません。事前打ち合わせで同じような年頃の兄弟がいることが分かっている場合には、ついてくることが予想され、それが困るのであればその旨お断りすることもできます。

また、実際にこのようなことがあり、「おねがい会員」が兄弟がついて行ったことを知らない場合には、「おねがい会員」に説明をする必要があります。「まかせて会員」の管理責任は預かっている子どもだけですので、保険は預かった子どもがけがをした場合には保険の対象となりますが、ついてきた兄弟は保険の対象となりません。

Q 送迎の依頼で誰もいない家に送り届けてほしい。または、預かっていた子どもの小学生の兄、姉がいるのでその子に引き渡して欲しいというおねがい会員の依頼に対して、「おねがい会員」に引き渡すまで援助活動をしたいのですが、援助活動時間の延長はできますか。

A 依頼された援助は家に送り届けるまでとなります。援助活動終了後に事故などが起きても、「まかせて会員」には責任はありません。事前打ち合わせで危険が予想される場合はセンターにご相談ください。アドバイザーが、「おねがい会員」に引き渡しに関してアドバイスをするか、サポートをお断りします。

Q 子どもが、カゼを引いて学校を休んでいるのですが、預かってもらえますか。

A 基本的には、病気の子どもに対しての援助活動は行うことはできません。

ただし、受診後、病状は回復したがもう少し安静にしていなければならないような様態の子どもで、援助活動が可能なまかせて会員がいる場合は、預かることができます。

病気回復時の子どもを預かる場合には、『病後児依頼連絡票』で、「おねがい会員」に子どもの症状等が把握できるようにしてもらい、「まかせて会員」は「おねがい会員」とすぐに連絡ができるように、連絡方法を確認しておきます。

## 「補償保険 Q&A」

Q 車を使用している援助活動中、自動車事故に遭遇しました。「まかせて会員」が、加害者です。保険の適用はありますか。

A

事故の内容	保険	適用
「まかせて会員」のけが	サービス提供会員傷害保険	○
同乗者(育児援助対象者)のけが	依頼子供傷害保険	○
「まかせて会員」の車の修理	賠償責任保険	×
ぶつかった車の修理	移動サービス専用自動車保険	○
壊したものの賠償	移動サービス専用自動車保険	○
ぶつかった人への賠償	移動サービス専用自動車保険	○

※まかせて会員の車両保険は、本保険の中には組み込まれていません。

修理については、各自の自動車保険で対応してください。

Q 車を使用している援助活動中、自動車事故に遭遇しました。「まかせて会員」が、被害者です。保険の適用はありますか。

A

事故の内容	保険	適用
「まかせて会員」のけが	サービス提供会員傷害保険	○
同乗者(育児援助対象者)のけが	依頼子供傷害保険	○
「まかせて会員」の車の修理	賠償責任保険	×

※ まかせて会員が、被害者の場合の自動車事故については、相手の自動車保険で対応になります。

まかせて会員、おねがい会員の子どものけがなどの補償は、センターが加入する保険適用です。

## 8. 援助開始の前に

さあ、援助活動の前に、  
もういちど確認しましょう！

### おねがい会員さんへ

- ① 預ける人数、時間(開始時間、終了時間)の内容の確認は済んでいますか？
- ② 「まかせて会員」に緊急連絡先を知らせてありますか？
- ③ 子どもの体調、様子はいつもと変わりませんか？心配な場合は必ず、「まかせて会員」に伝えましたか？
- ④ センターと「まかせて会員」宅の電話番号は控えていますか？
- ⑤ 保育施設等の送迎を頼んでいるとき、「まかせて会員」の名前を施設長、担任の先生に伝えてありますか？

### まかせて会員さんへ

- ① 預かる人数、時間(開始時間、終了時間)の内容の確認は済んでいますか？
- ② 「おねがい会員」に緊急連絡先を聞いていますか？
- ③ 援助活動報告書は用意してありますか？  
※ 報告書は翌月5日までに提出しましょう。
- ④ 会員証は持ちましたか？  
※ 保育施設等への送迎を行うときは提示を求められることがあります。





## 安全チェックシート（まかせて会員さんへ）



活動を始める前に、お子さんにとって危険な場所がないかこのチェックリストを使って確認を行いましょう。

1. 火災や地震の際の避難場所を知っていますか。
2. 119番を呼ぶ際に必要となる情報（活動場所の住所、目印となる建物）について把握していますか。
3. 緊急連絡先を控えていますか。
4. 階段や段差のあるところには、子どもが落ちないように対策がしてありますか。
5. ドアが閉まるときに子どもが手をはさまないように対策をしていますか。
6. たばこ、薬、ライター、化粧品、洗剤、刃物などを子どもの手の届かないところにおいていますか。
7. 硬貨、ピアス、あめ玉、ピーナッツなどを子どもの手の届かないところにおいていますか。
8. ビニール袋やラップなどを子どもの手の届かないところにおいていますか。
9. 熱いお湯や鍋、ポット、アイロンなどを扱う時、子どもに用心していますか。
10. ストーブやファンヒーターなどは、子どもの手の届かないところに置いていますか。
11. 浴室の入り口に鍵をかけるなど子どもが一人で入れないように対策していますか。
12. 子どもがベランダや窓から外に飛び出さないように踏み台となるようなものを片付けましたか。
13. 子どもをベビーベットなどの高いところに寝かせる場合、転落防止のための対策はとっていますか。
14. 子どもの寝床にぬいぐるみやタオルなど、口や鼻を防ぐ危険があるものを置いていませんか。
15. ブラインドの紐は子どもが首を引っ掛けてしまわないように、子どもに届かない高さでくっつけていますか。
16. 家や自動車の中に子どもだけを残さないようにしていますか。
17. 自動車に乗せるときに、チャイルドシート・ジュニアシートを使用していますか。

## 事故の発生状況を踏まえた、まかせて会員の留意事項

### (1) 乳児の扱い

うつぶせに寝かせた時の方が、あおむけ寝の場合に比べて **SIDS** (乳幼児突然死症候群)の発症率が高いことがわかっており、**SIDS** を引き起こす原因が必ずしも、うつぶせ寝であるということではないが、特段の理由がない限りは、乳児の顔が見えるあおむけに寝かせるようにすること。

また、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことになるため、なるべく乳児を一人にしないことや、寝かせ方に対する配慮をすること。

### (2) 子どもの転倒事故

まかせて会員は、子どもの進路につまづきやすいものや段差がないか注意を払うこと。また、帰宅途中は、まかせて会員と手をつないで帰るなど、転倒させないための工夫をして事故防止に努めること。

さらに、自動車に子どもを乗車させる場合には、シートベルトを着用させること。また、6歳未満の子どもについては、チャイルドシートを使用すること。

### (3) 遊具等からの落下事故

鉄棒の上を歩く、うんていの上に登る、ブランコから途中で飛び降りるなど、遊具の誤った使用方法により事故が発生しているので、まかせて会員は預かり中の子どもに屋外遊具の正しい利用方法を守らせること。

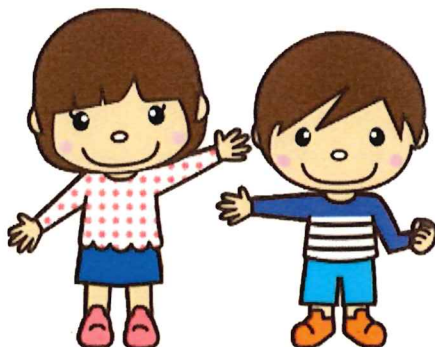
また、事故は子どもから目を離してしまったわずかな時間に発生することも考えられるため、子どもから目を離さないで、子どもの動きに対応できるように留意すること。

### (4) 自転車による事故

子どもを自転車に乗せる場合には、チャイルドシートを使用し、ヘルメットを着用させること。

### (5) 火気の使用時における接触事故

ストーブ等の火気を使用する場合には、子どもが火気に触れることのないようにガードをつけたり、子どもの手の届かないところに配置すること。



# 野洲市ファミリー・サポート・センター会則

(名称)

第1条 本会は、野洲市ファミリー・サポート・センター(以下センターという。)という。

(事務所)

第2条 センターは、事務所を野洲市西河原 2400 番地 社会福祉法人 野洲市社会福祉協議会事務局内に置く。

(センターの目的)

第3条 センターは、地域において育児の援助を受けたい者と援助を行いたい者を会員として登録し、会員同士が相互に育児を支援することにより、子育て家庭の仕事と育児の両立を支援するとともに、安心して働くことができる環境を整備し、もって児童福祉の向上及び、市民同士の交流を深めていくことを目的とする。

(センターの業務)

第4条 センターは次の業務を行う。

- (1) 会員の募集、登録その他会員組織に関すること。
- (2) 会員の相互援助活動の調整に関すること。
- (3) 会員に対する講習会等の開催に関すること。
- (4) 会員同士の情報交換会や交流会の開催に関すること。
- (5) 関係機関、関連団体等との連絡調整に関すること。
- (6) 広報活動に関すること。
- (7) センター事業の経理に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、センターの目的達成のために必要な業務に関すること。

(アドバイザー)

第5条 業務を円滑に運営するため、センターにアドバイザーを置く。

2 アドバイザーは、前条に規定するセンターの事業に関する事務を処理する。

3 アドバイザーは、援助活動の円滑な調整を図るために必要と認める時は、一定の地域を単位とする会員グループを設け、その世話役として会員の内からサプリーダーを選任し、当該会員グループ内の援助活動の調整を行わせることができる。

(会員)

第6条 会員とは、育児の援助を受けたい者(以下「おねがい会員」という。)または育児の援助を行いたい者(以下「まかせて会員」という。)であって、次に掲げる要件を満たし、センターの承認を得たものとする。

- (1) センターの目的を十分に理解していること。
- (2) 「おねがい会員」は、市内に在住し、又は在勤している者で、おおむね生後3か月から12歳までの子ども(以下「子ども」という。)を養育していること。
- (3) 「まかせて会員」は、市内に在住し、又は在勤している者で、積極的に援助活動を行うことができる20歳以上の者であること。

2 「おねがい会員」と「まかせて会員」の登録は、重複して行うことができる。

(入会)

第7条 会員として登録しようとする者は、入会申込書をセンターに提出し、承認を受けなければならない。

2 「まかせて会員」は、入会に際してセンターが実施する講習を受講しなければならない。ただし、センターが当該講習を「まかせて会員」に受講させる必要がないと認めた場合は、この限りではない。

3 センターは第1項の承認を受けた会員に対し、会員証を発行する。

4 会員は、入会申込書の内容に変更が生じたときは、センターに対し変更の手続きをしなければならない。

(会員の責務)

第8条 会員は、援助活動により知りえた他の会員のプライバシーに関することを漏らしてはならない。会員でなくなった後も、同様とする。

2 会員は、センターを政治、宗教、営利等の目的に利用してはならない。

3 会員は、故意若しくは重大な過失又は不正行為により、センターに損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

4 会員は、援助活動中に生じた事故による損害については、当該援助活動の当事者である会員間において解決しなければならない。

(退会)

第9条 会員が退会しようとするときは、退会届をセンターに提出しなければならない。

2 会員は退会に際して、センターが発行した会員証その他センターが指示する書類等をセンターに返還しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失するものとする。

(1) 「おねがい会員」が、12歳(小学6年生)までの子どもを扶養しなくなったとき。

(2) 故意若しくは重大な過失又は不正な行為によりセンター又は第三者に損害を与えたとき。

(3) 援助活動に関し不正又は不適切な行為をしたとき。

(4) 援助活動に著しく適さないと認めるとき。

(5) 会員が、この会則に違反したとき。

(6) 第6条に規定する要件を満たさなくなったとき。

(7) 「おねがい会員」及び「まかせて会員」登録を行ってから、2年間援助活動を行わなかったとき。

2 センターは、登録を抹消した会員に対し、その理由を明示し、速やかに通知しなければならない。

3 前条第2項の規定は、登録を抹消されたときに準用する。

(保険)

第11条 会員は、ファミリー・サポート・センター補償保険に加入するものとする。

2 前項の保険加入に要する費用は、センターが負担する。

(援助活動の内容)

第12条 「まかせて会員」の援助活動内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 保育所、幼稚園、学童保育所又は小学校(以下「保育施設等」という。)の開始時間前まで子どもを預かること。

(2) 保育施設等の終了時間後、子どもを預かること。

(3) 保育施設等への子どもの送迎を行うこと。

(4) 子どもの軽度の病気、保育施設等の休日その他事由がある場合において、臨時的又は突発的に子どもを預かること。

(5) 冠婚葬祭又は他の子どもの学校行事等に出席する必要がある場合において、子どもを預かること。

(6) その他会員の仕事と育児の両立等のために必要な援助。

2 前項の援助活動は、「まかせて会員」宅において行うものとする。ただし、子どもが病気の場合その他やむを得ないと認められる場合は、「おねがい会員」宅において行うことができるものとする。

3 子どもの宿泊を伴う援助活動は、原則として行わないものとする。

(援助活動の実施方法)

第13条 「おねがい会員」は、援助活動を必要とするときは、センターに援助の依頼を申し込むものとする。

2 援助の申込みを受けたアドバイザーは、援助活動の内容、日時等必要事項を確認し、申込み内容にふさわしいと認められる「まかせて会員」に連絡する。

3 「おねがい会員」は、前項による依頼内容以外の援助を求めてはならない。

4 「まかせて会員」は、援助活動実施後、援助活動の内容を記録した援助活動報告書を作成し、「おねがい会員」の確認を受けなければならない。

5 「まかせて会員」は、前項の活動記録を1か月に1回センターに提出するものとする。

(援助活動の報酬)

第14条 「おねがい会員」は、「まかせて会員」に対し援助活動終了後、センターの定める基準に従い、援助活動に係る報酬及び実費を支払うものとする。

付 則

本会則は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

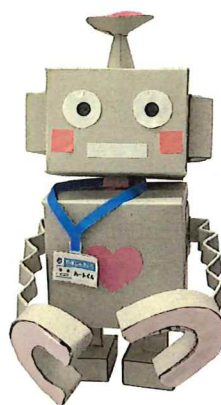
付 則

本会則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

本会則は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。





野洲市社協公式マスコットキャラクター  
「はーとくん」

## 野洲市ファミリー・サポート・センター

(社会福祉法人 野洲市社会福祉協議会)

事務所 野洲市西河原 2400 番地

(野洲市北部合同庁舎 2階)

TEL 077-589-5960

FAX 077-589-5783

受付時間：月曜日～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

(土・日・祝日・年末年始は休みです。)

会員番号

会員氏名